



千労発基 0910 第 2 号
令和元年 9 月 10 日

(公社) 千葉県労働基準協会連合会 会長 殿

千葉労働局長



台風 15 号の復旧作業における労働災害防止の徹底について (お願い)

平素、労働災害防止対策の推進につきまして、多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今月 9 日早朝に千葉市に上陸した台風 15 号は、瞬間最大風速が 57.5 メートルに達し、千葉県全域にガソリンスタンドなどの屋根の倒壊、沿道の看板の落下、樹木の倒壊、窓ガラスの破損、道路の冠水など多大なる被害をもたらしました。

このため、今後、膨大な復旧作業が発生することが想定され、非定常作業である復旧作業における労働災害防止対策の徹底が求められるところです。

つきましては、貴団体の会員の皆様に、下記事項について、周知いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 従業員に工場、店舗、事務所等の復旧作業を行わせる場合は、事前の打ち合わせを十分行い、危険予知活動 (KY 活動)、リスクアセスメント (危険源の洗出し等) の実施を徹底すること。
- 2 復旧作業中に打ち合わせにない状況が生じた場合は、作業を中断し、専門家の意見を聴く等慎重に対応すること。
- 3 一人で作業を行わせる場合も、責任者の定期的な巡回等により、進行管理の徹底を図ること。
- 4 暑さが続いていることから熱中症対策を講じること。
- 5 過去の台風の復旧作業では、屋根の補修等高所作業において重篤な災害が多発していることから、特に高所における墜落防止対策 (作業床の設置、手摺りの設置、墜落制止用器具《従来の安全帯》の使用、保護帽の着用等) に万全を期すこと。